



日田市監査委員告示第 15 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

補助金等の名称	財政援助団体の名称・代表者名
日田地区防犯協会連合会補助金	日田地区防犯協会連合会 会長 原田 啓介
鵜飼保存対策事業補助金	鵜飼保存会 代表 西尾 和宏

令和3年12月8日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 溝口 千壽

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和3年度財政援助団体監査結果報告書

目 次

1	監査の対象	1
2	監査の期間	1
3	監査の場所	1
4	監査の結果	1
	・まえがき	1
	・日田地区防犯協会連合会補助金	2
	・鵜飼保存対策事業補助金	4

1 監査の対象

補助金等の名称	財政援助団体等の名称・代表者名
日田地区防犯協会連合会補助金	日田地区防犯協会連合会 会長 原田 啓介
鵜飼保存対策事業補助金	鵜飼保存会 代表 西尾 和宏

2 監査の期間 令和3年11月2日から令和3年12月2日まで

3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の結果

まえがき

今回の監査は、日田市が令和2年度において、補助金等の交付を行った事業の中から、事業の内容及び補助金等の交付額等を勘案して事業を抽出し、これらの対象事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果があげられているか、また被補助団体における会計経理、財産管理の方法は適正で出納関係帳票は確実に整理されているか、さらに補助金等の交付額及び、その時期、方法、手続き等は適正であるか等に重点をおき、関係団体の代表者や、所管課の関係職員などから説明を聴取し、書面監査を実施したものである。

監査の結果については、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

以下、監査結果に関する意見を順次記述する。

◎日田地区防犯協会連合会補助金

ア. 財政援助団体等の名称・代表者

日田地区防犯協会連合会 会長 原田 啓介

イ. 財政援助額 2,711,000 円

ウ. 所 管 課 市民課

エ. 事業の執行状況

日田地区防犯協会連合会は、昭和 33 年に発足して以来、「犯罪等のない明るい社会をつくる」ことを目的とし、警察、その他関係機関はもとより、各町・地区から選出された委員方々等のご協力を得ながら、地域に密着した防犯事業を積極的に推進している。

近年では、家庭・地域・学校等でも、悪質で凶悪化した犯罪が毎日のように報道されており、本市においても、犯罪発生件数は平成 29 年から減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗難など街頭犯罪は後を絶たず、空き巣狙い等の侵入犯罪は増加傾向にある。

また、令和 2 年の日田警察署で検挙した大麻事件は大分県の約 4 割となり、日田市における違法薬物の蔓延が懸念される状況である。

このような中、日田地区防犯協会連合会では、広報紙の発行や防犯ビデオの貸出し、FAX を利用した不審者情報などの即時配信等を行うとともに、地域安全運動期間中における広報車やポスター配布による広報活動、及び金融機関での防犯訓練等の実施を行い、令和 2 年度には、『一地域一安全』の取り組みと題し、日田警察署等と協力して、特殊詐欺被害防止チェックシートを作成し、高齢者世帯への配布を行うなど、防犯意識の高揚と浸透を図っている。

また、「自分たちの街は、自分たちで守る」という防犯意識の高まりから、各地区において自主的活動として発足した「自主防犯パトロール隊」に対し、情報提供や、各種パトロールグッズの貸し出しなどの活動支援を行い、地域に根ざした防犯活動を推進しているところである。

さらに、暴力追放運動の推進として、各種大会への参加や、広報活動を行っているほか、少年非行防止活動の推進として、少年健全育成のための助成や、関係資料の配布による、非行の実態や対策についての周知徹底に取り組んでいる。本年 7 月には新たな取組として、「日田安心・安全甲子園」を開会しており、特種詐欺やネット上でのトラブル、非行の防止を目的として、11 月末まで市内の高校 5 校の生徒達が犯罪防止の啓発動画やポスター作成に取り組み、更なる防犯意識の高揚が図られている。

このように、広範囲にわたる防犯活動を展開し、また、多大な成果を上げていることに對し、深く敬意を表すものである。

今後も引き続き、各種組織と一体となり、防犯及び安全のための諸活動の促進を図るとと

もに、警察、関係機関との協力・連絡体制をさらに充実させることにより安全な地域環境づくりを推進するよう要望する。

オ. 監査結果による意見

監査の結果については、全般的に見て、事業は概ね財政援助の目的に沿って実施されている。

◎鵜飼保存対策事業補助金

ア. 財政援助団体等の名称・代表者

鵜飼保存会 代長 西尾 和宏

イ. 財政援助額 3,600,000 円

ウ. 所 管 課 文化財保護課

エ. 事業の執行状況

鵜飼保存会は、伝統ある鵜飼漁法の継承と保存を図る目的で、昭和 56 年 4 月に設立され、現在 2 名の鵜匠により構成されている。

日田の夏の風物詩である鵜飼は、日本三大鵜飼の一つといわれ、安土桃山時代に現在の岐阜県よりもたらされたとされており、幕府直轄地であった江戸時代には、鵜飼を行うために代官の許可を得た「鵜匠株」を必要とし、幕府から保護されていた。その後、日田の鵜飼は現在に至るまで途絶えることなく受け継がれており、昭和 41 年には大分県の無形民俗文化財の指定を受けている。

鵜飼漁法は、かつては生業として成り立っていたが、現在は観光客の屋形船での遊覧にあわせ、観光資源としての鵜飼漁法の披露を行っており、三隈川の水面を照らすかがり火を焚いた鵜飼舟と華やかな屋形船は、水郷日田の代表的な夏の風物詩となっている。

しかしながら、現在は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、屋形船を利用する観光客の減少によって鵜飼漁法の披露の機会は大きく減っており、観覧料収入の落ち込みに加え、後継者の養成が難しい状況であることなどにより、伝統漁法の保存・継承が危ぶまれている。

市としては鵜飼の保存・継承に必要な経費に対して、支援を行ってきているが、鵜匠のみならず、鵜飼舟を操る棹差しについても、後継者の問題が懸念されており、これまで、関係者各位の尽力により、永きにわたり継承されてきた日田の鵜飼が、今後も絶えることなく引き継がれるよう、必要な支援の在り方について検討を行い、更なる取組をお願いするものである。

オ. 監査結果による意見

監査の結果については、全般的に見て、事業は概ね財政援助の目的に沿って実施されている。